

〈定期刊行物レビュー〉

2008年12月～2009年2月

保 険

○フランスおよびイギリスにおける生損保バンカシュランスの現状－プロテクション商品のバンカシュランス－（松岡 博司）

（損害保険研究第70巻第4号 2009.2：損害保険事業総合研究所）

わが国では、2007年12月に銀行における保険の窓口販売が全面解禁となったが、欧州においては銀行における保険販売は古くから進展しており、バンカシュランスと呼ばれている。

本稿では、まず生命保険のバンカシュランスの顕著な成功国であるフランスおよび生命保険のバンカシュランスが期待通りに進展していないとされるイギリスにおける、生命保険および損害保険のバンカシュランスの状況を説明している。

次に、フランスおよびイギリスのバンカシュランスの状況を踏まえ、銀行が販売適性を有する保険商品という観点から考察を行い、銀行は貯蓄性の強い保険の販売には強い適性を有するが、保障性の強い生命保険や損害保険などのプロテクション商品の販売ではあまり成功しておらず、銀行の今後の課題であると述べている。ただし、銀行商品と密接に関連付けられた商品や単純化された商品であればプロテクション商品であっても販売の余地があるのではないかとしている。

○損害保険のリスクキャピタル（岩瀬泰弘）

（損害保険研究第70巻第4号 2009.2（財）損害保険事業総合研究所）

本稿は、福井県立大学准教授である岩瀬泰弘氏による損害保険のリスクキャピタルに関する論文である。リスクキャピタルとは、企業のビジネスリスクを負担する資本のことであり、最悪の場合には消滅する可能性がある。損害保険におけるリスクキャピタルは、保険市場等の変化によって損害保険会社が負う様々なリスクを負担する資本である。これは、保険市場等の変化による様々なリスクを数値化し、この値を上回る資本量として算出される。

本稿の第1章では、リスクキャピタルを取り巻く国際会計基準やバーゼルⅡなどの国際環境と損害保険の特殊性を説明している。第2章では、資本コストの概念を用いた経営指標である経済的付加価値（Economic Value Added：以下「EVA」）をはじめとして、リスクキャピタルと密接な関係にある各種の企業価値の研究をサーベイしている。EVAは利益が資本コストを上回る部分であり、これは経済的に付加された価値と考えられる。第3章では、第2章を踏まえて企業価値からみた損害保険のリスクキャピタルに関する実証的な研究を論じている。最後に、利益と資本コストを結び付けたEVAを採用して損害保険のリスクキャピタルを捉えることが望ましいと、結論を述べている。

○生保の裁判外紛争解決処理機関について－生命保険協会「裁定審査会」の今日的役割

－（竹中 肇）

（生命保険経営第 77 巻第 2 号平成 21 年 3 月号：生命保険経営学会）

本稿は、生命保険協会の裁定審査会が果たしている役割について、その具体的な仕組みを中心に取り上げて詳しく解説しているものである。

保険契約者をはじめとする消費者からの相談・苦情対応を行う生命保険相談所の沿革から始まり、現在の裁定審査会が設置されるようになった理由、その具体的な裁定手続きの流れを記している。

次いで、銀行窓口で保険商品が販売されるようになった現在、他の金融 ADR 機関との連携が必要なことにも触れられている。例えば、金融機関窓口で投資性の高い変額保険の契約を締結した契約者が苦情を抱いた場合の申し出先はどこか、など製造側と販売側が異なる製販分離形態が苦情や紛争の責任の所在を分かりにくくしていると指摘し、その観点から業態間の連携が必要であると説いている。

次いで、法務省が所管する ADR 促進法との関係に言及し、既に日本証券業協会が同法に基づく認証紛争解決事業者になっているが、生命保険協会が同法に規定される認証紛争解決事業者として認証を申請するとした場合の論考を述べている。

そして、最後に裁判外紛争解決機関としての課題に触れ、現在、同審査会が抱えている問題点を詳らかにしている。

銀 行

○利益相反管理体制の整備に当たっての留意点（酒井 敦史）

（金融 2009.2：全国銀行協会）

金商法等の一部改正法によって、ファイアーウォール規制の見直しと共に、保険会社を含む金融機関は、2009 年 6 月から利益相反管理体制の構築等が義務付けられた。本稿では、長島・大野・常松法律事務所の弁護士である筆者が、同体制構築義務の基本的な考え方、規制概要・構造等のポイント、管理体制整備に当たって留意すべき事項について解説している。

この中で、利益相反の特定として、業者間、顧客間のパターンに分け、顧客との関係では、顧客の合理的な期待を裏切るおそれがある場合として、忠実義務、善管注意義務などの義務違反行為および顧客情報の不当利用などの不当行為の 2 つの視点で抽出基準を考える必要があること、利益相反の管理として、チャイニーズウォールの構築、取引条件・方法の変更もしくは中止、顧客への開示の具体的な方法と留意点を説明し、M&A アドバイザリー業務、貸付業務など事例ごとに管理方法の選択の方法を解説している。さらに、管理体制については、顧客から合理的な期待を受ける取引のデータベース化等により統括部署へ管理を一元化する方法のほか、取引の類型化によ

る対応ルールに基づき、現場で対応する統括部署へ管理を一元化しない方法などが説明され、利益相反管理方針の記載方法等の留意事項についても述べられている。

○業態別機関に中立性・公正性を法的に担保することから踏み出す（中沢 則夫）

（週刊金融財政事業 2009.2.16：金融財政事情研究会）

本稿は、「金融 ADR、理想実現への一里塚」という特集記事のひとつとして、金融庁総務企画局金融 ADR 推進室長である筆者が、昨年 12 月に公表された金融審議会の金融 ADR 報告書について、その政策的な意義や背景、報告書に盛り込まれた哲学や取りまとめの舞台裏などをまとめたものである。

筆者は、金融 ADR 報告書の精神を理解するために「理想と現実」「一步前進」「ダイナミズム」という 3 つの言葉を挙げている。中長期的な望ましい金融 ADR の姿は、金融分野全体をカバーする包括的、横断的形態が理想だが、利用者保護という足元に直面した要請に応える現実的な制度をまず具体化することを重要視したことが記されている。また、一步前進した金融 ADR の姿を理解するキーワードとして「中立性」「公正性」「専門性」「実効性」「多様性」の 5 つを挙げている。現在、各金融機関・業界が行っている紛争解決制度をモデルにして、その中立性と公正性を確保し、商品知識等の専門性を発揮して紛争解決の実効性を確保する仕組みを手当てすること、業態ごとの実情をふまえた多様性を許容することで現実的な取組みが進むという発想であることを記している。

そして現在、報告書に沿った制度実現のための法制化に着手しており、現行の認定投資家保護団体制度を出発点とし、中立性・公正性を担保する仕組みを盛り込むバージョンアップがなされることとなろう、と結んでいる。

○世界金融危機の原因と対策（村瀬 哲司）

（国際金融 2009.2.1：財団法人外国為替貿易研究会）

本稿は、龍谷大学経済学部教授である筆者が、世界金融危機の原因を表層、深層、深深層に三分類し、その対応を考察した論説である。

表層の原因として欧米金融監督規制の不備と金融工学への過信を挙げている。深層の原因は、節度を失ったドル基軸通貨体制とその帰結としており、これらの表層、深層原因は政策対応が可能であるとしている。しかし、深深層の原因は、人間のあくなき欲望、業、愚かさであると指摘し、これには政策対応が極めて難しいと述べている。

そして筆者は、今後もドルとユーロはそれぞれの問題点を是正しつつ、基軸通貨の座をめぐって市場競争を続け、国際通貨体制はゆっくりと着実に二極・多極体制に向かうと予測している。それはドル中心の体制と比べ不安定な体制となり、深深層の原因である人間の貪欲さにより、これからも危機の津波を引き起こすだろう、と結んでいる。

証 券

○日米欧の新たな格付機関規制の方向性（小立 敏）

（資本市場クォーターリー2009年冬号：野村資本市場研究所）

本稿はわが国、米国およびEUの金融監督当局による、今後の格付機関規制の方向性について整理し、日米欧の比較を行ったものである。導入部では格付機関に対する規制強化に至った背景を説明のうえ、格付機関の利益相反やガバナンスなど、サブプライム問題で露見した証券化商品の格付における問題点を分析している。

次いで、日米欧ではいずれも格付機関に登録制が導入（米国は導入済）され、金融当局の監督下に置かれるものの、国外の格付業務に対しても規制の遵守を求める米国に対し、域内での適用に限定したEU、欧米の枠組みと国際的な整合性を図るとしたわが国など、監督に関するスタンスは日米欧で異なる点を指摘している。

次いで証券化商品の格付規制では、利益相反回避策では日米欧いずれも証券化商品の設計に関して格付機関のアナリストが発行企業の関係者に提案または推奨を行うことを禁止しているのに対して、格付プロセスの透明性向上のための情報開示については、広範な情報提供を求めるEU、EUより狭い情報提供を求める米国、具体的な方法の明示のないわが国など日米欧で異なる点を指摘している。

最後に今後の展望として、米国とEUでは規制内容にギャップが存在し、今後ギャップの解消に焦点があたるであろうことを指摘している。

○証券化市場をどう再興するか —米・欧・豪の業界団体が共同発議—（杉田浩治）

（証券レビュー 第49巻第1号 2009.1：日本証券経済研究所）

世界の証券化市場が壊滅的状態にある中で、米国証券業金融市場協会、米国証券化フォーラム、欧州証券化フォーラム、豪州証券化フォーラムの米・欧・豪の関連業者4団体が、2008年12月に「証券化市場の信頼を回復するために」と題するグローバル共同提案レポートを発表した。本稿では、そのレポートの概要を紹介しており、レポートでは、証券化市場と世界経済の関係、今回の市場混乱の原因分析、今後の展開予想、信頼回復のために業界がすべきことの優先順位などが記載されているとしている。また、最後に具体的提案として、証券化商品の原資産や市場関係者（発行者・サービサー・格付機関など）についてディスクロージャーの拡充、情報の標準化、証券化商品を評価する仕組みの整備、市場の状況を公に伝えるための広報活動の強化、投資家を含む市場関係者の役員クラスを対象とした教育活動の充実など8項目が記載されている。そして、この8項目の提案は、法令の変更を要しないので直ちに実行すべきであり、4団体では既に協調作業に入っているとしている。